

# 会則

## 第1条【名称】

本ジムはEVOLGYM（以下「本ジム」）と称します。

## 第2条【目的】

本ジムはフィットネスを通じて、会員の健康増進を図ることを目的としています。

## 第3条【会員制度】

- 1、本ジムは会員制とし、入会する際契約することによって施設を利用することができます。
- 2、会員の契約期間は、会員が本ジム所定の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。

## 第4条【入会資格】

本ジムの入会資格は次の通りとし、本ジムにご入会いただける方は、以下の項目全てを満たす方とします。

尚、以下の項目のいずれかを満たさない方であっても、本ジムの裁量により入会を認める場合があります。

- 1、16歳以上の方で、本会則および本ジムの諸規約を遵守する方。
- 2、入会の際、氏名、生年月日、住所が記載された本人確認書類が提出できる方。
- 3、医師等に運動を禁じられておらず、本ジムの利用に支障がないと申告された方。
- 4、筋肉の痙攣、意識の喪失などの症状を招く疾病を有していない方
- 5、集団感染の恐れがある疾病に罹患していない方。
- 6、暴力団及び反社会的勢力に属していない方。
- 7、薬物常用でない方。
- 8、本ジムの会員としてふさわしい品位を有した方。

#### 第5条【未成年者】

未成年者（20歳未満）が会員になろうとする場合、本人とその親権者が連署にて申し込むこととします。

親権者はその責任を本人と連帯して負うものとします。

#### 第6条【入会手続】

- 1、本ジムに入会を希望する方は、所定の申し込み手続きにおいて必要書類を記入し、既定の入会登録料を納入し  
本ジムの承認及び本会則に同意の上、申し込みを行うものとします。
- 2、本ジムの承認により入会した方は、本ジムの定める支払い時期に従い、入会后諸会費を納入するものとします。

#### 第7条【入会金・月会費・諸料金】

- 1、入会金、月会費、諸料金の金額、支払い時期、支払い方法は本ジムが定めます。
- 2、一旦納入いただいた入会金、月会費、諸料金は法令の定め、又は本ジムが定める理由がある場合を除き返還できません。

#### 第8条【退会】

- 1、**会員が本ジムを退会する場合は、退会届を最終利用月の10日までに提出の上、所定の手続きを完了しなければならない。**
- 2、退会後の再入会の場合は、入会登録料は全額お支払いいただきます。
- 3、滞納がある場合は完納していただきます。

## 第9条【休会】

- 1、**会員が本ジムを休会する場合は、休会届を最終利用月の10日までに提出の上、所定の手続きを完了しなければならない。**
- 2、休会時の月会費は1000円(税抜)とさせていただきます。滞納がある場合は完納していただきます。
- 3、休会期間終了後は自動的に会費の請求が開始となります。

## 第10条【会員除名】

会員が下記の各項に該当するときは、本ジムは当該会員を一方的に除名することができ、会員はその資格を失います。

- 1、本ジムの会則、その他諸規則違反をした時。
- 2、会員の都合などにより、会費を3ヶ月分以上滞納した時。
- 3、会費その他の責務を滞納し本ジムからの催告に応じない時。
- 4、入会に際して本ジムに虚偽の申告をしたと判断した時。
- 5、本ジムの名誉を傷つけ、秩序を乱した時。
- 6、本ジムが会員としてふさわしくないと判断した時。

## 第11条【会員資格喪失】

会員は下記の項目に該当した時に本ジムの会員資格を喪失するものとします。

- 1、会員が退会した時。ただし、事前に当社に所定の届け出を行うものとします。
- 2、会員が除名された時。
- 3、会員が死亡された時。
- 4、経営上重大な理由により本ジムを閉鎖した時。

#### 第12条【会員資格喪失時の滞納】

前条の定めに従い、本ジムの会員資格を喪失した場合であっても、当該喪失事由が生じた時点で会費等に滞納がある場合、その全てをお支払いいただきます。

#### 第13条【変更事項の届け出】

1、会員は、入会申込書に記載した内容に変更があった場合には速やかに本ジムに申し出るものとし、所定の変更手続きを行うものとし、その後に変更があった場合も同様です。

2、本ジムから会員への通知は、会員からの届け出のあった最新の住所宛に行うものとし、本ジムは以後の責任を負いません。

#### 第14条【セキュリティカードの再発行】

セキュリティカードの紛失・盗難・破損や読み取り不良等で利用できなくなったときは、再発行致します。

ただし、ご本人様確認書類と再発行手数料 2000 円(税抜)が必要となりますのでご了承ください。

#### 第15条【諸規則の遵守】

会員は、本ジムの施設利用にあたり、会則及び施設内諸規則を遵守し、本ジムのスタッフの指示に従うものとし、

#### 第16条【夜間時の利用】

本ジムのスタッフは常駐いたしません。本ジムの利用は、会員の自己責任の下行うものとし、

## 第17条【禁止事項】

会員は、本ジム内及び本ジム近隣施設において次の行為をしてはいけません。下記の各項に該当する場合は本ジムへの入場禁止および退場を命じることができます。

- 1、インフルエンザ等の感染症に罹患しているとき。
- 2、健康状態を害しており、運動をすることが好ましくないと判断されるとき。
- 3、他のお客様や、本ジム及びスタッフを誹謗・中傷する行為。
- 4、他のお客様やスタッフに対する暴力行為。
- 5、物を投げる、叩く、壊すなどの危険行為。
- 6、大声、奇声などの迷惑行為。
- 7、本ジムの諸施設・器具・備品等を損壊したり、持ち出す行為。
- 8、本ジムのスタッフの業務を妨げる行為。
- 9、酒気帯びでの来館、本ジムの施設内での飲酒・喫煙行為。
- 10、痴漢、覗き、露出、ストーカーなどの行為。
- 11、危険物を本ジムに持ち込む行為。
- 12、ペット・動物等を本ジムに持ち込む行為。ただし、盲導犬などの補助犬などは除外する。
- 13、刺青・タトゥーで他のお客様に不快な思いをさせる行為。（他のお客様から見えないよう配慮して下さい。）
- 14、本ジム内における物品販売やパーソナルトレーニングなどの営業・勧誘行為。
- 15、その他、本ジムが会員としてふさわしくないと認める行為。

#### 第18条【損害賠償】

1、本ジムの利用に際して生じた事故、怪我、病気、障害に関しては、原則として会員各自の自己責任とし、

法令の定めがある場合を除き、本ジムは一切責任を負いません。

2、会員が本ジムの施設利用に際して、会員の責に帰すべき事由により会員が受けた受けた損害については、

法令の定めがある場合を除き、本ジムは一切責任を負いません。

3、会員が本ジムの施設利用に際して、会員の責に帰すべき事由により本ジム又は第三者に損害を与えた場合、

会員は速やかにその賠償の責に任ずるものとします。

#### 第19条【遺失物・忘れ物・放置物】

1、本ジムの利用に際して生じた盗難、紛失については、法令の定めがある場合を除き、本ジムは一切損害賠償・補償等

の責は負いません。

2、忘れ物・放置物については、原則として1ヶ月間保管した後、処分させていただきます。飲食物に関しては、

原則当日21時まで保管した後、処分させていただきます。

#### 第20条【会則・利用規定等の改定】

本ジムは会則・利用規定等を改定することができます。

なお、改定を実施するときは、改定予定日の1ヶ月前までには会員に告知することとし、改定した会則等の効力は全会員

に及ぶものとします。

## 第21条【告知方法】

本会則における会員への告知方法は、施設内又は施設運営システム内での掲示とします。

## 第22条【施設の一時的閉鎖・一時的休養】

本ジムは、次の各号に該当するときは、本ジムを一時的に閉鎖又は休業することができます。

なお、この場合において会員に対する補償は行いません。

- 1、気象災害、その他の外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき。
- 2、施設の増改築、補繕又は点検によりやむを得ないとき。
- 3、その他、法令等に基づく関係官庁からの指導による場合などの重大な事由によりやむを得ないと本ジムが判断したとき。
- 4、1～3以外に本ジム側の都合で休養が必要と判断した場合は、事前に告知をし、休業する場合があります。

## 第22条（本ジムの閉鎖）

本ジムは、天変地異、社会的混乱などが生じた場合、又は経営上やむを得ないと判断した場合、本ジムの閉鎖を決定することができます。

## 第23条（諸費用の変更ならびに運営システムの変更）

- 1、本ジムは、本会則に基づいて会員が負担すべき諸費用及び施設運営システムについて、  
本ジムが必要と判断したときはこれらを変更することができます。
- 2、前項に定める会員が負担すべき諸費用及び施設運営システムを変更する場合、  
本ジムは変更予定日の1ヶ月前までに、会員にこれを告知します。

#### 第24条（個人情報保護）

本ジムは、会員の個人情報の取り扱いに関するプライバシーポリシーを策定し、本プライバシーポリシーを遵守するとともに、お客様の個人情報をより安全かつ適切に取り扱う事を宣言いたします。